

★富裕層に対する国税当局の管理体制について

既報にてお知らせしました、『国外転出時課税』制度や『財産債務調書』制度の創設から分かるように、昨今国税当局はいわゆる富裕層の課税強化に動いています。

今回は上記の制度を踏まえつつ、富裕層に対する国税当局の管理体制のポイントをお知らせします。

(塚越康仁)

◎「富裕層」と国税当局の取り組み

どの程度の資産を保有している方が「富裕層」に該当するかはホームページ等で公表されてはいませんが、一般的には1億円以上の純金融資産を保有している世帯については富裕層に該当すると考えられるようです。

その中でも特に保有資産の金額や規模の大きな方（いわゆる超富裕層）については、国税当局は重点的に管理すべく東京、大阪、名古屋の国税局にプロジェクトチームを設置して、体系的な管理・調査が行われ、本人のみならずその家族や関連する法人も一体的に管理されることとなっています。

また平成28年1月からいわゆるマイナンバー制度の利用が開始されることで、富裕層に該当する方に限らず、これまで以上に網羅的な資産の保有状況等の管理がされるものと見込まれます。

◎課税強化と資産・所得把握強化の具体例

下記に挙げたものは昨今創設された制度の一例ですが、それぞれ課税漏れの防止や保有資産の実態の把握を目的としています。

他方、制度によっては特例が設けられており、納税義務者の適正な申告や書類の提出を促しています。

『国外財産調書』制度（H26年1月～）

その年の12月31日に合計5,000万円を超える国外財産を保有している方は、その種類や価額を記載した国外財産調書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

『国外転出時課税』制度（H27年7月～）

1億円以上の有価証券等を保有している方が国外転出、または国外の親族等に有価証券等を贈与・相続する場合に、その有価証券等の譲渡・決済があったものとみなして、その含み益に対して所得税が課税されます。

『財産債務調書』制度（H28年1月～）

所得税の確定申告書の提出が必要な方で、その年分の所得金額が2,000万円を超え、かつその年12月31日時点で3億円以上の財産等を有する方は、その財産の時価と詳細な内容を記載した財産債務調書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

『社会保障・税番号（マイナンバー）』制度（税に関してはH28年1月～）

申告書や法定調書に加えて銀行口座等(予定)が一つの個人番号に集約されることで、これまで個別に管理されてきた情報が一体的に管理され、保有資産が網羅的に把握をされることとなります。

◎ポイント整理と総括

国税当局は従来より富裕層の課税漏れの防止、課税強化を図ってきましたが、特に近年は、増加傾向にある国外財産に関する課税漏れ及び租税回避の防止に注力しているようです。

自分には縁遠い話だと思っても、急な相続などで思いがけず大きな資産を取得するということは、決して珍しいことではありません。また制度を知らなかったがために、無用な税負担を被ることもなりかねません。

とりわけご家族が海外にいらっしゃる方は、一度これらの制度を確認してみてください。はいかがでしょうか。

